

職員が兼業（副業）する場合には法律に基づく任命権者の許可が必要です。
次の3つの基本的な原則を満たす場合にのみ兼業（副業）が認められます。

-  **職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと**
-  **相反する利害関係を生じるおそれがないこと、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと**
-  **職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと**

兼業（副業）する場合のルール

-  **公務における時間外勤務時間と兼業時間を合計して月80時間かつ年720時間を超えないようにすること**
-  **兼業時間の終了時刻と公務の開始時刻との間に11時間以上のインターバルがあること**
-  **災害時その他必要な時間外勤務が命ぜられたときにも公務を優先させることができること**
-  **政治的活動、宗教的活動でないこと及び公序良俗に反するもの等職員が行うものとして不適当と認められるものでないこと**

許可され得る兼業（副業）の例

- 営利企業に雇用されるもの
 - スポーツインストラクター
 - バス・タクシーの運転手
 - コンビニ・スーパー・マーケット等での品出し・レジ業務
 - 飲食店での給仕・調理
 - 塾講師

- 自ら事業等を営むもの
 - 書道教室・学習塾・パン屋等の開業
 - 手作り小物の販売
 - 動画共有サイトへの投稿
(収益を得る場合)
 - 本の執筆
 - 演劇・音楽イベントへの出演

○ 不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業、農業組合法人での従事、大学での講義、学校部活動のコーチなどもこれまでどおり許可される場合があります。なお、兼業（副業）は職員の自発的意思に基づくものでなくしてはなりません。

兼業（副業）の許可の基準やルールを明確にするため、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則を改正しました（令和8年1月7日施行）。
詳しくは市ホームページをご覧ください。



伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則 平成16年11月1日規則第47号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 職員は、<u>職員の自発的な意思に基づき法第38条第1項に規定する許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる営利企業への従事等の区分に応じ、当該各号に定める申請書により任命権者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 不動産等賃貸 営利企業従事等許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式第1号）</p> <p>(2) 太陽光電気の販売 営利企業従事等許可申請書（太陽光電気の販売関係）（様式第2号）</p> <p>(3) 営利企業の役員等の地位の兼業 営利企業従事等許可申請書（営利企業の役員等関係）（様式第3号）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもの以外の営利企業への従事等 営利企業従事等許可申請書（その他営利企業等関係）（様式第4号）</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる営利企業への従事等に係る申請は当該申請をした者（以下「申請者」という。）の所属長（伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号。以下「行政組織規則」という。）第5条第3項に規定する課長等その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）（申請者が所属長又は次長等の職の場合は部局長（行政組織規則第5条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する局長その他これらに準ずるものをい</p>	<p>伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則 平成16年11月1日規則第47号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、職員の営利企業等への従事等の制限に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 職員は、法第38条第1項に規定する許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる営利企業等に従事する場合に応じ、当該各号に定める申請書により任命権者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 不動産等賃貸に従事する場合 営利企業等従事許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式第1号）</p> <p>(2) 太陽光電気の販売に従事する場合 営利企業等従事許可申請書（太陽光電気の販売関係）（様式第2号）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の営利企業等に従事する場合 営利企業等従事許可申請書（その他営利企業等関係）（様式第3号）</p>

改正後	改正前
<p>う。以下同じ。)、申請者が部局長の場合は副市長)を、第3号又は第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請は当該申請者の所属長、部局の次長等及び部局長(申請者が所属長の場合は部局の次長等及び部局長、申請者が次長等の職の場合は部局長、申請者が部局長の場合は部局の次長等及び副市長)を経由して申請書を任命権者に提出するものとする。</p>	
<p>3 前2項の規定は、<u>許可を受けた営利企業への従事等の内容の変更について</u>準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、<u>申請内容の変更について</u>準用する。</p>
<p>(許可)</p>	<p>(許可)</p>
<p>第4条 任命権者は、<u>前条第1項の規定による申請</u>(以下「申請」という。)があったときは、次の各号(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間中にある職員については、第1号及び第3号)のいずれにも該当する場合に限り、<u>これを許可することができる</u>。</p>	<p>第4条 任命権者は、<u>前条の申請</u>があったときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、<u>職員の営利企業等への従事を許可することができる</u>。</p>
<p>(1) <u>申請者の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、又はその発生するおそれがない場合</u> (2) <u>申請者の職務の遂行に支障がなく、又は支障を及ぼすおそれがない場合</u> (3) <u>当該営利企業への従事等をすることが全体の奉仕者たる公務員として不適当でないと認められる場合</u></p>	<p>(1) <u>当該職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、又はその発生するおそれがない場合</u> (2) <u>当該職員の職務の遂行に支障がなく、又は支障を及ぼすおそれがない場合</u> (3) <u>当該営利企業等に従事することが、全体の奉仕者たる公務員として不適当でないと認められる場合</u></p>
<p>2 前条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請に対する許可の期間は、当該営利企業への従事等を開始する日の属する年度の末日までの期間の範囲内とする。</p>	
<p>3 前条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請については、<u>第1項各号のいずれにも該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる</u>。</p> <p>(1) <u>申請者の勤務成績が直近の人事評価の結果又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実に照らして不良であったとき。</u> (2) <u>法第28条第2項第1号の規定による休職又は長期の病気休暇(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年伊賀市条例第46号。</u></p>	

改正後	改正前
<p>以下「勤務時間条例」という。) 第14条に規定する病気休暇をいう。) の期間中であるとき。</p>	
<p>(3) 営利企業への従事等をする時間(以下「兼業時間」という。)が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務、同法第19条に規定する部分休業、勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、同条例第16条の2に規定する介護時間、法第26条の2に規定する修学部分休業又は法第26条の3に規定する高齢者部分休業により勤務しないことが認められた正規の勤務時間(勤務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間(勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、その適用を受ける前の正規の勤務時間)をいう。)をいう。以下同じ。)中に含まれるとき。</p>	
<p>(4) 勤務時間条例第9条第2項から第4項までに規定する育児又は介護のための時間外勤務(勤務時間条例第7条第1項又は第2項の規定により命ぜられた勤務をいう。以下同じ。)の制限を請求している期間中であるとき。</p>	
<p>(5) 法第22条に規定する条件付採用の期間中であるとき。</p>	
<p>4 任命権者は、第1項の規定により許可するときは当該申請に係る申請書に許可する旨を記載して当該申請者に交付するものとし、許可しないときは書面によりその旨を通知するものとする。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により申請を許可するときは当該申請に係る申請書に許可する旨を記載して当該職員に交付するものとし、許可しないときは書面によりその旨を通知するものとする。</p>
<p>5 前項の規定による交付又は通知は、当該申請を受理した日から3週間(任命権者が次項の規定により書類の提出を求めた場合にあっては、当該書類の提出に要した日数は、算入しない。以下この項において同じ。)以内に行うものとする。ただし、特別の事情により3週間以内に前項の規定による交付又は通知をすることができない場合は、その理由を明示して、あらかじめ当該申請者に通知するものとする。</p>	
<p>6 任命権者は、許可を行うに当たり必要と認めるときは、申請者に必要と認める書類を提出させること及び申請者又は当該申請者の所属長その他の関係者への聴取及び情報収集を行うことができる。</p>	

改正後	改正前
<u>(具体的な許可の基準)</u>	
<p>第5条 前条第1項第1号の利害関係とは、許認可、検査、税の賦課徴収、 <u>補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物</u> <u>品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執</u> <u>行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が</u> <u>事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益</u> <u>を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいう。</u></p>	
<p>2 前条第1項第2号に掲げる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、第1号及び第2号の規定については、特別の事情があるものとして任命権者が認める場合には、適用しないことができる。</p>	
<p>(1) 兼業時間の時間数と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月80時間及び年720時間を超えるおそれがないものと認めるとき。</p>	
<p>(2) 兼業時間が終了する時刻から正規の勤務時間が始まる時刻までの時間数が11時間未満でないとき。</p>	
<p>(3) 申請者の占めている職の職務（時間外勤務を含む。）その他従事することを命ぜられた職務を優先させることができるものと認めるとき。</p>	
<p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者の占めている職の職務の遂行に当たり、能率の低下を来すおそれがないものと認めるとき。</p>	
<p>3 次に掲げる場合は、前条第1項第3号の規定に該当しないものとする。</p>	
<p>(1) 当該営利企業への従事等により受け取る報酬の額が社会通念上妥当であると認められないとき。</p>	
<p>(2) 当該営利企業への従事等が政治的活動、宗教的活動若しくは公序良俗に反する活動又はそれらに該当するおそれがあるものと認められるなど職員が行うものとして不適当であると認められるとき。</p>	
<p><u>(兼業時間の制限)</u></p>	
<p>第6条 職員は、許可を受けた場合であっても、勤務時間条例第15条に規定する特別休暇により勤務しないことが認められた正規の勤務時間中においては、営利企業への従事等をすることができない。</p>	

改正後	改正前
(許可の取消し) 第7条 任命権者は、許可をした後において、事業の変更その他の事由により第4条第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとし、営利企業従事等許可取消通知書（様式第5号）により速やかに所属長（許可を受けた職員が所属長又は次長等の職の場合は部局長、許可を受けた職員が部局長の場合は副市長）を経由して当該職員に通知する。 2 第3条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る許可を受けた職員に人事配置又は配属に係る異動があった場合は、当該許可は、取り消されたものとする。この場合において、当該職員への通知は、これを要しない。 (廃止の届) 第8条 許可を受けた職員は、営利企業への従事等をやめたときは、速やかに営利企業従事等廃止届（様式第6号）により任命権者に届け出なければならない (計画及び報告) 第9条 任命権者は、申請者又は許可を受けた職員に対し、当該営利企業への従事等に係る計画及び実施状況についての報告をさせることができる。 (人事配置等) 第10条 任命権者は、人事配置又は配属を行うに当たり、職員の申請又は許可の有無を考慮しないものとする。 (公表) 第11条 任命権者は、職員の営利企業への従事等の許可の状況について、伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊賀市条例第53号）に基づき公表するものとする。 (補則) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。	(許可の取消し) 第5条 任命権者は、法第38条第1項に規定する許可をした後において、事業の変更その他の事由により前条第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったと認めるときは、営利企業等従事許可取消書（様式第4号）によりその許可を取り消すものとする。 (離職の届) 第6条 職員は、営利企業等に従事することをやめたときは、速やかに営利企業等従事廃止届（様式第5号）を任命権者に届出なければならない。
様式第1号（第3条関係）	様式第1号（第3条関係）

改正後

様式第1号(第3条関係)

営利企業従事等許可申請書(不動産等賃貸関係)

年 月 日

(任命権者)

様

申請者

所 属

職 名

職員番号

氏 名

印

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業への従事等について許可を受けたいので、伊賀市職員の営利企業への従事等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、当該営利企業への従事等により職務の遂行に支障を及ぼすことはいたしません。

記

賃貸不動産等	建物	(独立家屋) 棟 延べ床面積 <input type="text"/> m ²
	(アパート等)	室 延べ床面積 <input type="text"/> m ²
	所在地	
	土地	貸付件数 件 面積合計 <input type="text"/> m ²
駐車場	用途	
	所在地	駐車台数 台 設備の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
その他		
賃貸料収入の予定年額	合計	円
	建物	(独立家屋) 円
	(アパート等)	円
	土地	円
	駐車場	円
その他	円	
事業開始日	年 月 日	
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法		
所長等意見欄	申請者の職及び職務と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
職務の遂行に与える影響その他意見等		
記入者職・氏名	印	

第 号
伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第4条第1項の規定に基づき、上記の申請を許可します。

年 月 日

(任命権者)

改正前

営利企業従事許可申請書(不動産等賃貸関係)

年 月 日

任命権者

様

所属

職名

氏名

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業等への従事について許可を受けたいので、伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

賃貸不動産等	建物	(独立家屋) 棟 延べ床面積 <input type="text"/> m ²
	(マンション等)	室 延べ床面積 <input type="text"/> m ²
	所在地	
	土地	貸付件数 件 面積合計 <input type="text"/> m ²
駐車場	駐車台数 台 設備の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
その他		
賃貸料収入の予定年額	合計	円
	建物	(独立家屋) 円
	(マンション等)	円
	土地	円
	駐車場	円
その他	円	
事業開始日	年 月 日 から	
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法		
職員の職及び職務と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
所属長の意見(職務の遂行に与える影響その他参考事項等)	職名	
	氏名	

第 号
伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第4条の規定に基づき、上記の申請を許可します。

年 月 日

(任命権者)

改正後

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

営利企業従事等許可申請書（太陽光電気の販売関係）

年 月 日

（任命権者）

様

申請者

所 属

職 名

職員番号

氏 名

印

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業への従事等について許可を受けたいので、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、当該営利企業への従事等により職務の遂行に支障を及ぼすことはいたしません。

記

太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kW
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh/年
	販売価格	円/kWh
太陽光電気の販売に係る管理業務の方		
所屬長等意見欄	申請者の職及び職務と許可に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無	有・無
職務の遂行に与える影響その他意見等		
記入者職・氏名	印	

第 号

伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第4条第1項の規定に基づき、上記の申請を許可します。

年 月 日

（任命権者）

改正前

様式第2号（第3条関係）

営利企業等従事許可申請書（太陽光電気の販売関係）

年 月 日

任命権者

様

所属

職名

氏名

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業等への従事について許可を受けたいので、伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kW
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh/年
	販売価格	円/kWh
太陽光電気の販売に係る管理業務の方		
職員と太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無		有・無
所属長等意見欄	職名	
	氏名	

第 号

伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第4条の規定に基づき、上記の申請を許可します。

年 月 日

（任命権者）

改正後

様式第3号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）													
年 月 日													
（任命権者）	申 請 者 所 属 職 名 職員番号 氏 名												
印													
<small>地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、當利企業への従事等について許可を受けたいので、伊賀市職員の當利企業への従事等の割額に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、当該當利企業への従事等により職務の遂行に支障を及ぼすことはございません。</small>													
記													
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>代 表 者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>業 種</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		名 称			所 在 地			代 表 者			業 種		
名 称													
所 在 地													
代 表 者													
業 種													
<table border="1"> <tr> <td>地 位 又 は 職 権</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(具体的に)</td> </tr> </table>		地 位 又 は 職 権			(具体的に)								
地 位 又 は 職 権													
(具体的に)													
<table border="1"> <tr> <td>従事する日・時間・始終業時刻等</td> <td>従 事 時 間 敷</td> <td>時間/月（見込み）</td> </tr> </table>		従事する日・時間・始終業時刻等	従 事 時 間 敷	時間/月（見込み）									
従事する日・時間・始終業時刻等	従 事 時 間 敷	時間/月（見込み）											
<table border="1"> <tr> <td>役員等の地位に従事する理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		役員等の地位に従事する理由											
役員等の地位に従事する理由													
<table border="1"> <tr> <td>報酬等の額（年・月・日・時間・）</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>		報酬等の額（年・月・日・時間・）	円										
報酬等の額（年・月・日・時間・）	円												
<table border="1"> <tr> <td>許可を受けようとする期間</td> <td>年 月 日 から</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> </table>		許可を受けようとする期間	年 月 日 から	年 月 日 まで									
許可を受けようとする期間	年 月 日 から	年 月 日 まで											

自 己 申 告 稽 (すべてにチェックを入れること)	<input type="checkbox"/> 自発的意志に基づき行うものである <input type="checkbox"/> 自らの職と当該當利企業との間に特別の利害関係がない <input type="checkbox"/> 職務の遂行を優先させることができるものである <input type="checkbox"/> 職務等の活動は他と比べて同等である <input type="checkbox"/> 政治的・宗教的活動でなく、公序良俗に反しないものである						
備 考 稽							
所属共等意見欄							
職務の遂行に与える影響その他の意見等(異動内示後に異動後の期間における申請の場合は異動後の所属の申請日時点の所属長等が記入)	<table border="1"> <tr> <td>申請者の職及び職務と許可に係る當利企業等の事業又は事務への従事との間の特別な利害関係の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月8時間及び年240時間を超えるおそれの有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>	申請者の職及び職務と許可に係る當利企業等の事業又は事務への従事との間の特別な利害関係の有無	有	無	事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月8時間及び年240時間を超えるおそれの有無	有	無
申請者の職及び職務と許可に係る當利企業等の事業又は事務への従事との間の特別な利害関係の有無	有	無					
事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月8時間及び年240時間を超えるおそれの有無	有	無					
記入者職・氏名	印						
確認印	次長等	部局長等					
第 号 伊賀市職員の當利企業への従事等の割額に関する規則第4条第1項の規定に基づき、上記の申請を許可します。 年 月 日							
(任命権者)							

改正前

様式第3号（第3条関係）

當利企業等従事許可申請書（その他當利企業等関係）

年 月 日

任命権者

様

所属
職名
氏名

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、當利企業等への従事について許可を受けたいので、伊賀市職員の當利企業等の従事制限に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

許可を受けようとする當利企業の名称、所在地、事業又は事務の内容及び地位又は職務	名 称		
	所 在 地		
	事 業 又 は 事 務 の 内 容		
	地 位 又 は 職 務		
報酬の有無	有	無	報酬の額 (年・月・日・時間・)
			円
許可を受けようとする期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
従事する日・時間	(具体的に)		
當利企業に従事することを必要とする理由			
所属長の意見 (職務の遂行に与える影響その他の参考事項等)			職 名
			氏 名

第 号
伊賀市職員の當利企業等の従事制限に関する規則第4条の規定に基づき、上記の申請を許可します。

年 月 日

(任命権者)

改正後

様式第4号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

許可申請書（その他の営利企業等関係）

（任命権者） 様 申請者 年 月 日

所 属
部 名
職員番号
氏 名 印

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業への従事等について許可を受けたいので、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、当該営利企業への従事等により職務の遂行に支障を及ぼすことはいたしません。

記

営利企業その他の団体の事業又は事業に従事する場合	業種	名称
		所在地
		代表者
		業種
(具体的に) 従事する事業又は事業の内容		
(具体的に) 従事する日・時間・始終業時刻		
従事する場合	従事時間数	時間/月（見込み）
従事する場所		
報酬等の額（年・月・日・時間・） 円		
許可を受けようとする期間		

自己申告欄 (すべてにチェックを入れること)	<input type="checkbox"/> 自発的意志に基づき行うものである <input type="checkbox"/> 自らの都と当該営利企業等との間に特別の利害関係がない <input type="checkbox"/> 職務の遂行を優先させることができるものである <input type="checkbox"/> 報酬等の額が他と比べて同等である <input type="checkbox"/> 政治的・宗教的活動でなく、公序良俗に反しないものである										
備考欄	所属長等意見欄										
<table border="1"> <tr> <td>職務の遂行に与える影響その他意見等(異動内示後に異動後の期間における申請の場合は異動後の申請日時点の所属長等が記入)</td> <td> <input type="checkbox"/> 申請者の職及び職務と許可に係る営利企業等の事業又は事業への従事との間の特別な利害関係の有無 <input type="checkbox"/> 事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月30時間及び年200時間を超えるおそれの有無 <small>(意見等)</small> </td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>記入者職・氏名</td> <td>印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認印</td> <td>次長等</td> <td>部局長等</td> </tr> </table>		職務の遂行に与える影響その他意見等(異動内示後に異動後の期間における申請の場合は異動後の申請日時点の所属長等が記入)	<input type="checkbox"/> 申請者の職及び職務と許可に係る営利企業等の事業又は事業への従事との間の特別な利害関係の有無 <input type="checkbox"/> 事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月30時間及び年200時間を超えるおそれの有無 <small>(意見等)</small>	有・無	記入者職・氏名	印		確認印	次長等	部局長等	
職務の遂行に与える影響その他意見等(異動内示後に異動後の期間における申請の場合は異動後の申請日時点の所属長等が記入)	<input type="checkbox"/> 申請者の職及び職務と許可に係る営利企業等の事業又は事業への従事との間の特別な利害関係の有無 <input type="checkbox"/> 事業時間と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月30時間及び年200時間を超えるおそれの有無 <small>(意見等)</small>	有・無									
記入者職・氏名	印										
確認印	次長等	部局長等									
許可の妥当性の有無 (理由・意見等)		有・無									
<table border="1"> <tr> <td>申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入)</td> <td> <input type="checkbox"/> 申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入) </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>記入者職・氏名</td> <td>印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認印</td> <td>次長等</td> <td>部局長等</td> </tr> </table>		申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入)	<input type="checkbox"/> 申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入)	印	記入者職・氏名	印		確認印	次長等	部局長等	
申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入)	<input type="checkbox"/> 申請者の1年以内の勤務成績に基づく意見等(申請日時点の申請者の所属長等が記入)	印									
記入者職・氏名	印										
確認印	次長等	部局長等									
第 号 伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき、上記の申請を許可します。 年 月 日											
(任命権者)											

改正前

様式第5号（第7条関係）

様式第4号（第5条関係）

改正後	改正前
様式第5号（第7条関係）	営利企業等従事許可取消書
	所属名
	職名
	氏名　　様
所　属 職　名 職員番号 氏　名	年　月　日付第　　号で許可した営利企業等の従事について、伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第5条の規定に基づき、次の理由により当該許可を取り消す。
年　月　日付　第　　号で許可した営利企業への従事等について、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第7条第1項の規定に基づき、次の理由により当該許可を取り消したので通知する。	理由
理由	年　月　日
第　　号 年　月　日	任命権者
（任命権者）	
様式第6号（第8条関係）	様式第5号（第6条関係）

改正後	改正前
様式第6号（第8条関係）	営利企業等従事廃止届
営利企業従事等廃止届	任命権者
(任命権者)	様
様	
年　　月　　日付第　　号で許可のあった営利企業への従事等については、 年　　月　　日にやめましたので、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に 関する規則第8条の規定により届け出ます。	年　　月　　日付第　　号で許可のあった営利企業等の従事を、 年　　月　　日からやめたので届け出ます。
年　　月　　日	年　　月　　日
所　　属	
職　　名	
職員番号	
氏　　名	印
確認欄	所属 職名 氏名
人事担当 課長	所属長

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項第1号の規定により許可を受けた申請については、改正後の伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号の規定により許可を受けた申請と、旧規則第3条第1項第2号の規定により許可を受けた申請については、新規則第3条第1項第2号の規定により許可を受けた申請とみなし、旧規則第3条第1項第3号の規定により許可を受けた申請については、当該申請の内容が新規則第3条第1項第3号の規定に該当するものは同号の規定により許可を受けた申請と、新規則第3条第1項第4号の規定に該当するものは同号の規定により許可を受けた申請とみなす。